

平成30年度第1回

名古屋市都市計画審議会

議事録

名古屋市都市計画審議会

名古屋市都市計画審議会議事録

1 日時 平成30年7月25日(水)午前10時00分～午前11時54分

2 場所 名古屋市役所本庁舎5階 正庁

3 委員の定数、出席委員数及び出席者氏名

委員の定数 20名

出席委員数 15名(うち1名途中退席)

出席者氏名

(会長) 福島 茂

(委員) 岡本 大忍 田宮 正道

原田 守博 春山 成子

秀島 栄三 宮崎 幸恵

森 徹

木下 優 沢田 晃一

吉田 茂 大村 光子

橋本 ひろき 藤井 ひろき

石川 智之(代理 中嶋 正浩)

(事務局幹事) 光安 達也 菊池 文泰

中 蘭 昭彦 鈴木 裕行

藤井 由佳 鍛冶 博人

松田 和彦 赤尾 浩治

(書記) 日比 悟史

4 傍聴者の人数 6名

5 議題及び会議の公開・非公開の別

- | | |
|-------------------------------------|------|
| (1) 会長の選任 | [公開] |
| (2) 会長職務代理者の指名 | [公開] |
| (3) 都市計画案件 | |
| 第1号議案 名古屋都市計画用途地域の変更について | [公開] |
| 第2号議案 名古屋都市計画特別用途地区の変更について | [公開] |
| 第3号議案 名古屋都市計画高度地区の変更について | [公開] |
| 第4号議案 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更について | [公開] |
| 第5号議案 名古屋都市計画風致地区の変更について | [公開] |
| 第6号議案 名古屋都市計画道路の変更について | [公開] |
| 第7号議案 名古屋都市計画公園の変更について | [公開] |
| 第8号議案 名古屋都市計画一団地の住宅施設の変更について | [公開] |
| 第9号議案 名古屋都市計画地区計画の決定について
(緑ヶ丘地区) | [公開] |
| (4) 景観法に基づく案件 | |
| 第10号議案 名古屋市景観計画の変更について | [公開] |

午前10時00分開始

幹事(都市計画) おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより、平成30年度第1回の名古屋市都市計画審議会を開催させていただきたいと思ひます。

私は、名古屋市都市計画審議会の事務局幹事でござひます、住宅都市局都市計画部都市計画課長の鈴木でござひます。よろしくお願ひします。

ご案内のとおり、名古屋市では、「エコ・スタイル運動」を実施してござひます。事務局一同、エコ・スタイルで出席をさせていただいてござひます。大変この正庁、暑うござひますので、委員の皆さまもよろしければネクタイ・上着等をとっていただきまして、ご審議に臨んでいただければと思ひます。

開催に先立ちまして、会議の公開について、ご確認をさせていただきたいと思ひます。本日の会議につきましては、内容に非公開情報を含んでいないことから、名古屋市情報公開条例第36条に基づきまして、公開とさせていただきます。なお、傍聴者の定員については、10名とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、委員委嘱をさせていただいた後の最初の審議会ではござひますけれども、事務局から、本日ご出席の委員の皆さまを、お手元の名簿の順にご紹介させていただきたいと存じます。

学識経験者の委員のご紹介をさせていただきます。

岡本大忍委員でござひます。

田宮正道委員でござひます。

原田守博委員でござひます。

春山成子委員でござひます。

秀島栄三委員でござひます。

福島茂委員でござひます。

宮崎幸恵委員でござひます。

森徹委員でござひます。

なお、学識経験者の委員のうち、内田吉彦委員、小野全子委員、小松理佐子委員、杉島由美子委員、中村英樹委員につきましては、本日ご欠席ということでござひます。

続きまして、市会議員の委員を名簿順にご紹介をさせていただきます。

木下優委員でござひます。

沢田晃一委員でござひます。

吉田茂委員でござひます。

大村光子委員でござひます。

橋本ひろき委員でござひます。

藤井ひろき委員でござひます。

次に、臨時委員をご紹介します。本日は、愛知県警察本部交通部長の石川智之委員の代理で、交通規制課長の中嶋正浩様にご出席いただいております。よろしくお願ひします。

最後になりましたが、事務局の幹事のご紹介をさせていただきたいと思ひます。

住宅都市局長の光安幹事でござひます。

まちづくり調整監の菊池幹事でございます。

都市計画部長の中菌幹事でございます。

防災・都市施策担当主幹の藤井幹事でございます。

街路計画課長の鍛冶幹事でございます。

都市景観室長の松田幹事でございます。

以上、ご紹介いたしました幹事以外にも、ご審議いただく案件に応じまして、担当の幹事が出席いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局を代表して、住宅都市局長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

幹事(局長) (挨拶)

幹事(都市計画) さて、今回、委員を委嘱して初めての会議でございますので、まず会長を選任する必要があります。

これにつきましては、特に規定はございませんが、会長が選任されるまでの間につきまして、いったん行政経験者の委員である田宮委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

委員一同 (異議なし)

幹事(都市計画) ありがとうございます。それでは、田宮委員に臨時議長をお願いしたいと思います。田宮委員、恐縮でございますが、臨時議長席へお移りください。それでは、田宮委員から、よろしくお願いいたします。

臨時議長 それでは、会長が選任されるまでの間、私が臨時議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

報道の関係はよろしいですね。

では、早速議事に入りますがその前に、本日の定足数について、書記に報告を求めます。

書記 定足数について、ご報告申し上げます。本日の定数は、臨時委員を含めまして20名でございます。このうち、ただいまご出席いただいております委員は、15名で半数以上となっております。従いまして、本審議会は定足数を満たしております。以上、ご報告申し上げます。

臨時議長 はい。お聞きいただきましたとおり、本日の会議は成立をしております。

それでは、議事に入らせていただきます。

(1) 会長の選任でございます。名古屋市都市計画審議会条例では、「会長は学識経験者の委員のうちから委員の選挙によって定める」とされていますが、選挙の方法につきましては、名古屋市都市計画審議会運営要綱で、無記名投票によるほかに、「委員中に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができる」というふうにされております。

今回の選挙の方法につきましては、指名推薦により、会長を選任したいと思います。この方法に異議のある委員はいらっしゃいますか。

委員一同 (異議なし)

臨時議長 ありがとうございます。特に異議がある方はお見えにならないようでございますので、会長の選任方法については、指名推薦とさせていただきます。会長を指名したいと思われる方は挙手をしていただけますか。
委員、お願いします。

委員 経験が豊富であられて、前回までこの審議会の会長をされていた福島委員を会長に指名したいと思います。

臨時議長 委員から福島委員を会長に指名されましたが、異議のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

委員一同 (異議なし)

臨時議長 特にないようでございますので、それでは、福島委員を会長に選任したいと思います。あとをよろしくお願いいたします。

幹事(都市計画) 田宮委員ありがとうございました。どうぞ元の席のほうにお戻りいただければと思います。
それでは、会長に選任されました福島委員に会長席へお移りいただき、まずは一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

会長 会長に再任といいますか選任されました、名城大学の福島と申します。この都市計画審議会は、名古屋市のまちづくりの方向性、こういったものを定めて、また着実に法定事業等、あるいは規制、こういったものを揃えていく重要な会議だと認識しております。
先ほど、局長のほうから話がありましたけれども、今名古屋が直面しているいくつかのベクトルがあると思うのですね。1つはリニア中央新幹線の開業を控えて名古屋をどういうふうに発展させていくか。一方で、少子高齢化、人口減少というのが長期的には課題になってくると。こういった異なる2つのベクトルというものをどういうふうにしていきながら、また、屋台骨である自動車産業の行く末というもののいろいろなシナリオというのを想定していきながら、どういったような方向で名古屋のまちづくりを定めていくのか。こういうことは非常に重要になっていくと思います。現在、都市計画マスタープランの次期策定を検討しているところでございますけれども、そういったものを踏まえて、1つの方向性を出して、この審議会ですべてまとめていきたいというふうに思います。
あともう1つやはり、私ども肝に銘じておかなくちゃいけないことは、今回の西日本の豪雨災害ということですね。これまで想定していた以上の規模・頻度で災害リスクが高まっているということ。今回の、特に岡山等の水害をみますと、いったん堤防が決壊しますと、いわゆる豪雨災害のリスクと高齢化が並行して起こっているために、なかなか垂直避難もままならない、こういった中で、お年寄りが亡くなっていくという事態があるのですね。このあたりも、やはり私どももきちんと念頭においてですね、都市計画というのを立

てていく必要があるというふうに思います。ひとつ皆さまがたの積極的なご協力をいただきまして、都市計画審議会を運営していきたいとしたいと思います。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

幹事(都市計画)

ありがとうございました。

それでは、これ以降は、条例の規定に基づきまして、会長に議長をお願いした上で、進行をよろしくお願いいたします。

議長

それでは、会長職務代理者の選任を行いたいと思います。条例の規定によって、会長に事故があった場合に、その職務を代理する委員をあらかじめ指名するというものでございます。

会長職務代理者には、先ほど臨時議長を務めていただいた田宮委員を指名したいと思っております。田宮委員、よろしくお願いいたします。

次に、本日の議事録署名者を定めたいと思います。議事録署名者は、毎回、委員の名簿の順番で学識経験者と市議員の方々から1名ずつお願いをしております。

そこで、学識経験者の方につきましては岡本委員に、市議員の方につきましては木下委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

両委員 (了解)

議長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

本日は、都市計画案件として第1号議案から第9号議案までの9件、それから景観法に基づく案件として第10号議案の諮問1件を予定しております。

これらの議事の進め方でございますけれども、事前に事務局のほうから提案があると聞いておりますので、その説明を受けたいと思います。それでは事務局よろしくお願いいたします。

幹事(都市計画)

それでは、本日の議事進行につきまして、ご提案をさせていただきたいと存じます。

お手元資料の右上に案件概要と記載してある資料をご覧くださいと存じます。本日審議をお願いしています案件につきましては、1 未着手都市計画道路の見直しについて、2 緑ヶ丘地区について、3 景観計画の変更について、以上の3件でございます。案件概要の欄に記載していますとおりですね、案件1及び案件2につきましては、それぞれ複数議案に関連しておりますので、議案資料とは別に作成をさせていただいております、説明資料を主に参照しながら、案件ごとに説明を行わせていただき、ご審議いただきたいと思います。それから、案件3の第10号議案につきましても、参考資料を主に参照していただきながらご説明申し上げたのちに、諮問案件でございますので、ご意見を頂戴したいと存じております。

以上、議事進行について、ご提案させていただきました。いかがでしょうか。

議長

ただいま事務局から提案がありました。円滑な議事進行のため、これを採用したいと思いますけれども、委員の皆さま、いかがでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 どうもありがとうございます。では、事務局の提案に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず、案件1「未着手都市計画道路の見直しについて」の審議でございます。幹事の説明を求めたいと思います。

幹事(街路計画) それでは、未着手都市計画道路の見直しに関する案件についてご説明させていただきます。

第1号議案の「名古屋都市計画用途地域の変更」から第7号議案の「名古屋都市計画公園の変更」の7つでございますが、これらの内容はそれぞれ相互に関連いたしておりますので、一括して説明させていただきます。

議案資料としましては、資料番号1-1名古屋都市計画用途地域の計画書、1-2同総括図、1-3～10同計画図、2-1名古屋都市計画特別用途地区の計画書、2-2同総括図、3-1名古屋都市計画高度地区の計画書、3-2同総括図、4-1名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の計画書、4-2同総括図、5-1名古屋都市計画風致地区の計画書、5-2同総括図、5-3同計画図、6-1名古屋都市計画道路の計画書、6-2同総括図、6-3～10同計画図、6-11同都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解、7-1都市計画公園の計画書、7-2同総括図、7-3同計画図でございます。また、説明資料及び参考資料といたしまして「未着手都市計画道路の整備について(第2次整備プログラム)(概要版)」でございます。ご確認いただくようお願いいたします。

それでは、失礼ながら、以後は着座にて、ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本件の説明に入ります前に、この変更にあたる背景・経緯につきまして、ご説明いたします。未着手都市計画道路の見直しについては、平成17年、18年に第1回目の全市的な見直しを行っておりますが、その後、都市計画道路を取り巻く状況の変化や、前回の見直しから約10年が経過していることを受けまして、平成27年度に「未着手都市計画道路の整備に関する懇談会」を開催し、平成28年6月、「都市計画道路整備プログラムの見直し方針」を公表いたしました。

その後、同年11月に名古屋市議会へお諮りし、12月に「第2次整備プログラム(案)」を公表、パブリックコメントを実施しております。そして、平成29年1月に、当審議会におきましてご報告させていただいた後、同年3月、正式に「第2次整備プログラム」を策定・公表してまいりました。

次に、お手元にあります参考資料「第2次整備プログラム」について、ご説明いたします。1ページから4ページにかけまして、都市計画道路の整備状況、見直しの必要性、見直し対象路線の評価・検証について記述しております。

1ページをご覧ください。「都市計画道路の整備状況」でございます。本市におきましては、平成28年3月時点で、幹線街路の都市計画道路として841kmが決定されており、そのうち、55kmの区間につきまして、事業未着手となっております。

次に、2ページをご覧ください。「未着手都市計画道路の見直しの必要性」でございます。本市を取り巻く状況は、人口や自動車交通量の変化、維持管理時代の到来など社会情勢が変化しております。一方で、未着手都市計画道路のうち、約9割が都市計画決定後50年以

上経過するなど、関係権利者の皆さまに長期に渡る建築制限をお願いしている状況にあります。このような状況のもと、都市計画マスタープランにおける集約連携型都市構造の実現や、魅力ある都市像の実現をめざすとともに、厳しい財政状況における選択と集中に基づく道路整備の推進をすすめる必要があると考えまして、見直しを進め、路線別の見直しの方向性を策定いたしました。

具体的には3ページ、4ページをご覧ください。「見直し対象路線の評価・検証」でございます。

見直しの手順といたしましては、見直し対象路線について、「都心機能・交流機能」、「自動車交通の円滑化」などによる整備効果の評価、並びに「関連事業等の連携」等による事業性の検証を行い、計画のあり方及び整備着手時期を示す「見直しの方向性」を作成いたしました。

見直しの方向性としましては、「今後整備する路線」と「今後整備しない路線」に分類しており、「今後整備する路線」としましては、今後10年以内に整備着手を目指す「整備優先路線」、10年以降の整備着手を目指す「計画存続路線」に分類しております。

また、「今後整備しない路線」としては、一定機能のある現況道路がある路線については、現況幅員等への変更を行う「変更候補路線」、十分な現況道路がない路線については、計画を廃止する「廃止候補路線」に分類しております。

本日の審議会では、この「今後整備しない路線」51箇所のうち、24箇所について、ご審議いただくものでございます。

それでは、本件の内容について、説明させていただきます。説明資料をご覧ください。1ページ(2)都市計画変更の理由でございます。

本市では、第2次整備プログラムの中で、「変更候補路線」や「廃止候補路線」とした路線について、地元説明等を実施したものから都市計画変更を行うこととしております。

ただいまスクリーンに映しております総括図のうち、赤色で表示しております箇所が、「変更候補路線」または「廃止候補路線」を指しており、これらについて、昨年度、地元説明等を実施いたしましたので、今回、一部区域の削除等の変更を行うものでございます。

あわせて、この変更に関連する路線について、交差箇所数といった構造事項の変更等も行います。説明資料1ページ下段の「変更概略図」をご覧ください。

都市計画道路の計画幅員を現況道路の幅員等へ変更することに伴い、都市計画道路の境界を基準として沿道の用途地域や都市計画公園等を定めている場合には、あわせて変更を行います。2ページの「(3)都市計画変更の概要」をご覧ください。「① 未着手都市計画道路における変更」のうち、「ア」現況幅員等への変更を行う6路線でございます。

表に路線名、変更の概要、用途地域等の変更の有無、説明資料のうち該当する参考図の資料番号をお示ししております。なお、用途地域等の変更につきましては、関連する議案番号を記載しておりますので、あわせてご覧ください。

3ページをご覧ください。上段の「イ」は未着手都市計画道路のうち、計画の一部区間の廃止をする8路線でございます。

表には、路線名、変更の概要、関連路線の変更、説明資料のうち該当する参考図の資料番号をお示ししております。

関連路線では未着手都市計画道路の廃止に伴い、交差する都市計画道路の交差箇所数といった構造事項の変更等を行います。なお、これらの変更に伴う用途地域等の変更はございません。

下段の「ウ」ですけれども、これは計画の一部区間の廃止及び現況幅員への変更等を行う路線でございます。表に路線名、変更の概要、用途地域等の変更の有無、説明資料のうち該当する参考図の資料番号をお示ししております。

4ページをご覧ください。「② 未着手都市計画道路の変更に関連する変更」でございます。これらは、先ほどご説明いたしました未着手都市計画道路と交差する都市計画道路について、交差箇所数といった構造事項の変更等を行う8路線でございます。

なお、説明資料5ページ以降は、各路線の変更区域をお示しした参考図となっております。各参考図について、その1で都市計画道路の変更についてお示しし、その2以降で用途地域等の変更についてお示ししております。

それでは、今回の変更につきまして、スクリーンを用いて具体的に説明いたします。スクリーンをご覧ください。

まず、現況幅員等への変更を行う6路線について、ご説明いたします。

はじめに日置中野新町線でございます。起点の中川区平池町4丁目から中川区十一番町1丁目までの延長約4.24kmの都市計画道路でございます。そのうち、中川区神郷町1丁目から外新町4丁目までの約830mが未着手となっております。

次に都市計画変更の理由と変更内容についてご説明いたします。スクリーンには、日置中野新町線の現況道路の断面をお示ししています。現況道路が計画車線数を満たし、歩車分離された現況道路があることから、「一定の機能がある道路の拡幅」に該当すると考え、現在、計画幅員15m・2車線で決定されている都市計画道路を、現在の道路幅員である14.54mまで、両側の区域を削除して幅員を縮小する変更を行います。

なお、日置中野新町線の変更に伴い、赤色で着色している部分について用途地域の変更を行います。変更の概要としましては、第2種住居地域から第1種住居地域に変更となります。今回、日置中野新町線の計画幅員を現況道路の幅員に変更することに伴い、「都市計画道路の境界から20mまでを第2種住居地域」で定めている用途地域の境界について、「現況道路の境界から20mまでを第2種住居地域」に変更するものでございます。網掛されている部分が変更区域でございます。

次に、弥富相生山線でございます。起点の瑞穂区弥富町字紅葉園から天白区境根町までの延長約3.83kmの都市計画道路でございます。そのうち、瑞穂区弥富町字紅葉園から天白区表山三丁目までの約650mが未着手となっております。

今回、未着手区間において、計画幅員15m・2車線で決定されている都市計画道路を、現在の道路幅員である約11.82mまで、両側の区域を削除して幅員を縮小する変更を行います。なお、弥富相生山線の変更に伴い、赤色で着色している部分について用途地域等の変更を行います。変更の概要としましては、第1種低層住居専用地域はそのまま、建蔽率等が変更となります。

次に、秋竹線でございます。起点の中川区長良町から熱田区金山町一丁目までの延長約2.86kmの都市計画道路でございます。そのうち、中川区舟戸町地内の約60mが未着手となっております。今回、未着手区間において、計画幅員20m・2車線で決定されている都市計画道路を、現在の道路幅員である約16.35mまで、両側の区域を削除して幅員を縮小する変更を行います。なお、秋竹線の変更に伴い、赤色で着色している部分について用途地域等の変更を行います。変更の概要としましては、近隣商業地域から準工業地域に変更となります。

次に、下之一色篠原線でございます。起点の中川区大当郎二丁目から熱田区西郊通2丁目

までの延長約5.79kmの都市計画道路でございます。そのうち、中川区的場町3丁目からの場町2丁目及び上流町2丁目から熱田区日比野町の約3,060mが未着手となっております。今回、未着手区間において、計画幅員20m・2車線で決定されている都市計画道路を、現在の道路幅員である約14.54mまで、両側の区域を削除して幅員を縮小する変更を行います。これに伴い、代表幅員の変更がされ、都市計画道路の規模を表す番号が変更となるため、名称の変更を行います。

なお、下之一色篠原線の変更に伴い、用途地域等の変更を行います。まず、西側の箇所について説明いたします。赤色で着色している部分について用途地域等の変更を行います。変更の概要としては、第2種住居地域から第1種住居地域に変更となります。

次に、東側の箇所についてご説明いたします。赤色で着色している部分について用途地域の変更を行います。変更の概要としまして、近隣商業地域から準工業地域に変更となります。また、下之一色篠原線の変更に伴い、都市計画公園的場公園の区域の変更を行います。変更の概要としましては、赤色で着色している部分について公園区域に追加いたします。次に、雁道線でございます。起点の熱田区大宝一丁目から瑞穂区田辺通1丁目までの延長約4.73kmの都市計画道路でございます。そのうち、今回、高田町2丁目地内の約440mについて、計画幅員15m・2車線で決定されている都市計画道路を、現在の道路幅員である約10.91mまで、両側の区域を削除して幅員を縮小する変更を行います。なお、この変更に伴う、用途地域等の変更はございません。

次に、豆田町線でございます。起点の熱田区白鳥町から瑞穂区弥富町字清水ヶ岡までの延長約5.38kmの都市計画道路でございます。そのうち、瑞穂区北原町1丁目から瑞穂通2丁目及び田辺通2丁目から弥富町字緑ヶ岡の約1,780mが未着手となっております。今回、瑞穂区北原町1丁目から瑞穂通2丁目の未着手区間において、計画幅員30m・4車線で決定されている都市計画道路を、現在の道路幅員である約14.55mまで、両側の区域を削除して幅員を縮小し、2車線とする変更を行い、田辺通2丁目から弥富町字緑ヶ岡の未着手区間におきまして、計画幅員14.54m・2車線で決定されている都市計画道路を、現在の道路幅員である約10.92mまで、両側の区域を削除して幅員を縮小する変更を行います。

なお、豆田町線の変更に伴い、用途地域等の変更を行います。まず、区間①について説明いたします。赤色で着色している部分について用途地域等の変更を行います。変更の概要としましては、主に、第2種住居地域から第2種中高層住居専用地域に変更となります。

次に、区間②の部分についてご説明いたします。変更の概要としては、主に、商業系の用途地域から住居系の用途地域に変更となります。

続いて、「計画の一部区間の廃止を行う路線」の具体的な変更内容についてご説明いたします。

まず、深井岩井橋線でございます。起点の西区城西五丁目から中村区名駅南三丁目までの延長約3.9kmの都市計画道路でございます。そのうち、西区那古野一丁目から中村区名駅五丁目までの約450mが未着手となっております。現況は、幅員約5mの南行き一方通行の道路となっております。沿道には、県指定文化財の伊藤家住宅が建っており、周辺は町並み保存地区に指定されております。そのような中、計画どおり整備した場合、県指定文化財の伊藤家住宅に支障し、町並み保存への影響も大きくなることから、事業性の面で課題があると考え、計画の廃止と位置付けました。

次に都市計画変更の区間について説明させていただきます。

幹線街路の都市計画の考え方として、都市計画道路と都市計画道路を結ぶ区間を道路と

して計画決定することから、未着手の区間を含む都市計画道路外堀町線から広小路線までの区間を廃止いたします。一方で、計画廃止により、深井岩井橋線が2つに分割されますので、広小路線より南の岩井町線までの区間については、都市計画道路の名称を、堀川西線に変更し、新たに追加決定いたします。また、廃止に伴い、交差する桜通線の都市計画道路の交差箇所数といった構造事項の変更を行います。なお、これらの変更に伴う用途地域等の変更はございません。

続きまして、新堀川西線、光音寺内田橋線、浮島線、高田町線、弦月宝生線、小栗橋線、横井町五月通線の変更理由について、ご説明いたします。

これらの路線は、第2次整備プログラムの3ページ・4ページにお示しした見直しにおける定量評価において整備効果が高くないこと、及び概ね11m以上の現況道路がないことから、「廃止候補路線」と位置付けており、深井岩井橋線と同様に、都市計画道路の交差部を基準にした区間において、一部区間を廃止し、起点や終点の変更を行うものでございます。なお、これらの変更に伴う用途地域等の変更はございません。

続いて、各路線の具体的な内容についてご説明いたします。

新堀川西線でございます。起点の中区大須四丁目から熱田区伝馬二丁目までの延長約5.69kmの都市計画道路でございます。そのうち、熱田区花表町地内の約950mが未着手となっております。

光音寺内田橋線でございます。起点の北区中切町6丁目から南区内田橋一丁目までの延長約5.63kmの都市計画道路でございます。そのうち、瑞穂区桃園町から南区内田橋二丁目までの約700mが未着手となっております。

浮島線でございます。起点の瑞穂区浮島町から南区東又兵衛町2丁目までの延長約2.55kmの都市計画道路でございます。そのうち、瑞穂区浮島町から南区豊3丁目までの約900mが未着手となっております。

次にこれらの3路線の都市計画変更の区間についてご説明いたします。

新堀川西線につきましては、未着手区間を含む都市計画道路茶屋ヶ坂牛巻線から大津町線までの延長約1,600mの区間を廃止いたします。

光音寺内田橋線につきましては、未着手区間を含む都市計画道路茶屋ヶ坂牛巻線から大津町線までの延長約1,860mの区間を廃止いたします。

そして、浮島線につきましては、未着手区間を含む都市計画道路光音寺内田橋線から東海橋線までの延長約1,200mの区間を廃止いたします。

なお、光音寺内田橋線の廃止により、接続する豊門豊郷線は起点部分が他の都市計画道路と接続しなくなることから、光音寺内田橋線の整備済区間を豊門豊郷線の一部として追加し、起点の変更を行います。

続いて、高田町線でございます。起点の昭和区広見町2丁目から南区前浜通3丁目までの延長約5.57kmの都市計画道路でございます。そのうち、南区鳥山町3丁目から笠寺町字廻間までの約70mが未着手となっております。都市計画変更の区間につきましては、未着手区間を含む都市計画道路名古屋環状線から弦月宝生線までの延長約420mの区間を廃止いたします。

次に、横井町五月通線でございます。起点の中川区東春田一丁目から五月通2丁目までの延長約5.63kmの都市計画道路でございます。そのうち、中川区松葉町3丁目から五月通2丁目までの未着手区間・約950mについて、廃止を行います。

次に小栗橋線でございます。起点の中川区愛知町から露橋町字三間杵筋までの延長約

1. 34kmの都市計画道路でございます。そのうち、中川区愛知町地内の未着手区間・約430mについて、廃止を行います。

次に弦月宝生線でございます。起点の千種区北千種一丁目から港区本星崎町までの延長約13.05kmの都市計画道路でございます。そのうち、港区本星崎町地内の約340mが未着手となっております。都市計画変更の区間につきましては、未着手区間を含む都市計画道路伏見町線から道徳北柴田線までの延長約470mの区間を廃止いたします。

以上までが、計画の一部区間の廃止をする路線の説明となります。

次に、計画の一部区間の廃止及び現況幅員への変更を行う道徳北柴田及び柴田線について説明します。

道徳北柴田線は、起点の南区三条二丁目から元柴田東町4丁目までの延長約4.18kmの都市計画道路でございます。そのうち、南区泉楽通4丁目から加福2丁目までの約670mは、「廃止候補路線」とし、南区滝春町から元柴田東町4丁目までの約1,500mは、「変更候補路線」と位置付けております。

次に都市計画変更の区間としましては、名四国道線から名古屋環状線までの区間を廃止し、南区滝春町から元柴田東町4丁目までの区間は計画幅員を現況幅員に変更します。

また、計画廃止により、道徳北柴田線が2つに分割されますので、名古屋環状線より南の天白川までの区間については、都市計画道路の名称を、柴田線に変更し、新たに追加決定いたします。なお、これらの変更に伴い、南側の箇所において、用途地域等の変更を行います。赤色で着色している部分について用途地域等の変更を行います。変更の概要としては、主に、第2種住居地域から第1種住居地域に変更となります。

ここまでが、未着手都市計画道路の見直しに関する内容でございます。

なお、本件につきましては、議案ごとに平成30年5月8日から5月22日まで、都市計画の案について、一般の縦覧を行っており、2通の意見書が提出されております。

スクリーンをご覧ください。お手元の議案資料6-11と同じ内容をお示ししております。

これは、縦覧期間中に提出された都市計画道路の都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者である本市の見解を示したものでございます。

まず、「(1)都市計画の変更について」の「意見の要旨」としましては、第2次整備プログラムにて「今後整備しない路線」と位置付けた箇所について、速やかに住民説明や都市計画手続きを進めてほしいという主旨のご意見を頂いております。

それに対する「都市計画決定権者の見解」としましては、第2次整備プログラムにて「今後整備しない路線」と位置付けた箇所のうち、今回24箇所について都市計画手続きを進めており、その他の27箇所についても、関係機関と調整した上で、速やかに地元説明等を実施していきたいとさせていただきました。

次に、「(2)その他の要望事項について」の「意見の要旨」といたしましては、まず、「今後整備しない路線の現況道路の交通安全を確保してほしい」とのご意見。2つ目として、「今後整備する路線は、環境予測や関係住民への説明を行い、理解を得てほしい」とのご意見。3つ目として、「弥富相生山線の相生山緑地部分について、早く廃止の都市計画決定をしてほしい」とのご意見を頂きました。

それに対する「都市計画決定権者の見解」としましては、今後整備しない路線の現況道路の安全対策については、必要に応じて、関係機関と調整を行いつつ、検討してまいりたい。都市計画道路の整備にあたっては、関係法令等に基づき、各種地元説明会等を開催していきたい。弥富相生山線の天白区菅田三丁目から天白町大字野並の区間については、現在、

『世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議』にて検討が進められており、今後、説明会等を行い、諸課題等が整理された段階において、都市計画決定を進めていきたい。とさせていただきます。

最後に、今後の都市計画手続きでございますが、本件は名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で案のとおり可決されましたら、愛知県知事と協議あるいは国土交通大臣と協議を行い、同意を得ましたのち、都市計画変更されることとなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。ただいま、説明のありました未着手都市計画道路の見直しについて、ご意見、ご質問を賜りたいと思います。ご意見等ございましたら、ご発言ください。

委員 いくつかお尋ねいたします。第二次整備プログラムで計画廃止となったのが先ほど30箇所と、現況幅員等への計画の変更とされたのが21箇所とご説明ありました。今回、待たされてきた未着手都市計画道路の見直しについてですが、市民の要望が特に強かったとか、そういった理由で出てきたものなののでしょうか。まずその辺についてお尋ねします。

幹事(街路計画) 今回提案させていただいた議案でございますけれども、こちらにつきましては平成18年に策定いたしました未着手都市計画道路整備方針で計画の廃止又は変更としたもののうち未手続となっていた路線のある行政区を優先させていただき、そのうち、関係機関協議等が整った路線について、地元説明会等を行わせていただいて、都市計画変更の手続きを進めることにご了解いただいたものを今回、案件としてあげさせていただきました。

委員 ついさきほどのスクリーンでのご説明の中でも、都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解の意見書についてご説明がありましたが、その中でも、平成17年度に策定した未着手都市計画道路の整備方針で、計画の廃止としながら、まだ変更できていない場合をというご意見が紹介されておりました。ぜひですね、早く廃止、候補が決まったら計画を進めていただきたいと。都市計画変更がなされなければ当然いつまでも廃止候補路線のままとなっています。この廃止候補路線30路線ですが、地元説明会の進捗状況とか、目途というのは今どのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

幹事(街路計画) 対象となりますのが51箇所30kmということになりますが、昨年度説明会を行い今回あげさせていただいたものとしましては24箇所13kmでございます。残りの27箇所につきましても、今年度も昨年度に引き続きですね、地元の皆さまへの説明に向け、現在準備を進めているところでございます。

委員 24箇所説明というのは、先ほど説明のありました廃止候補の中で説明できたのは、ちなみにいくつかというのはわかりますか。

幹事(街路計画) 失礼しました。廃止候補としましては、24箇所のうち、13箇所でございます。

委員 ということはまだ、廃止候補路線の中では17箇所まだ地元説明がされていないというこ

とになるのですが、先ほどスクリーンの説明にあった都市計画決定権者の見解では、今後関係機関等と調整した上で、できるだけ速やかに地元説明会を実施していきたいとあります。それでお尋ねするのですが、いつまでに地元説明会を速やかに実施していくのか。例えば今年度中にできるものなのか、来年度中にできるものなのか。お答えできるならお願いいたします。

幹事(街路計画) 今年度も準備は進めているところでございますけれども、やはり対象路線の中には、密接に関係する事業との調整だとか、代替措置の検討等が必要な路線もありまして、今年度中に完了するところまでは届かないというふうに考えております。

委員 ということは、はっきり言って来年度以降にもかかるようなものが出てきてしまうということですが、先ほど申しあげましたように、今回案件に出てこなかった計画の廃止候補路線も、先ほど申しあげましたように計画が出てこなければいつまでも候補のままでするので、ぜひ廃止候補路線は速やかに都市計画変更の手続きを進めていただきたいと、意見を申し上げて質問を終わります。

議長 どうもありがとうございました。
その他、ご意見等ございませんでしょうか。委員お願いします。

委員 私、その10年前の第1回の見直しを担当させていただいた経緯がございますので、そのあたりの経験を踏まえて、計画変更の考え方とか、妥当性について少し確認をさせていただきたいと思います。

1つは、今回出てきた案件では、半分は現況幅員等への変更というものでございます。道路幅員というのは、今あまり説明がなかったのであえて申し上げますけれども、道路構造令等の規定によりまして、それぞれその車道とか停車帯・路肩・植樹帯あるいは歩道といったものについて、必要な幅員というのが定められており、それぞれの地域の沿道状況等に合わせてそれらを足し合わせる形で道路幅員が決定されるということが原則になっているかと思います。それをです、時代の背景といいますか、車いすがすれ違えるようにとか、あるいは都市の中に緑を増やすので街路樹を増やしていこうとかということで、どちらかというと広くなる方向でこれまで構造令等は変更されてきて、それに合わせて都市計画もその時々に対応してきたということだと思っております。ただ、そうは言いましても、現道が昔の耕地整理で八間道路、14.54mで整備されているところを、当時の構造令に従って15mで決定したけれども、わざわざ46cm広げることかというようなことが問題になって、それぞれの沿道とか、道路の使われ方とかをよく見て、今の幅員でも十分だろうというものについては、あえて拡幅整備をせずに、このままの幅員でよろしいというような考え方で現況幅員に変更しようというようなことで進めてきた。前はそういうふうに進めた記憶しているのですが、今回もそういうことでよろしいのかということの確認と、それから、前は最小幅員がいろいろ検討した結果、12mは必要ですね、という考え方を出したのですが、今回最低11mで良いというふうに一応出されております。そのあたりの経過というのか、なぜ12mが11mで良いというふうにしたのかということについての理由といいますか、説明をお願いできないかなというのが1点です。

それから、もう1つ、今回廃止のところたくさん出てきていると思うのですが、

前回のときには道路の線形や構造に問題あるので、詳細な検討が必要だということで少し先送りをさせていただいた路線が確か20以上あったかと思います。それが、昔の都市計画というのは結構、地形とか地物に関係なくまっすぐポーンとやってしまっただけで、本当は整備しようとするとならば法面が必要だとか立体交差が必要だとかいうので、さらにちょっと線形を変えなきゃいかんとかの必要が出てくるのですが、都市計画として戦前とかに決定されたものについては、それは機械的に15mなら15mでポーンと機械的に決定されておったというものについて、じゃあ今から整備するときに、区画整理とかなんかといっしょにやれば比較的簡単に整備できるんですが、それができないという中で、果たしてどういう形で整備するのがいいのかということを経営的に検討していこうということで先送りしたというふうに理解をしております。その中で、今回の見直しでは新堀川西線ですとか、光音寺内田橋線等が廃止という形で提案をされております。この間、どういう検討とかあるいは調整がなされて、今回の判断に到ったのかということについて、ご説明をお願いしたいというふうに思います。以上です。

議長 今2点でなく3点あったと思いますが、事務局、お答えをお願いします。

幹事(街路計画) まず、道路幅員のことでございますが、これにつきましては委員ご指摘のとおりでございます。今回の見直しにおきましても、まず基本的には車道と歩道が分離されている道路に関しましては、一応の機能を果たしているものとして捉えております。そして、前回の見直し以降、自転車の原則車道走行といったことや、道路構造令の技術的基準に関する条例の制定など、道路の使い方が見直されてきておりまして、本市におきましても、平成24年に策定されました道路構造令の技術的基準に関する条例におきましては、歩道幅員に関して、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合におきましては、歩道幅員を1.5mまで縮小することができるものとしております。今回におきましては、こうした背景も参考にしまして、2車線道路の場合、車道が7m、歩道が両側で2m×2、合計で約11mというふうになりますので、これを最低限必要な幅員の基本というふうにさせていただいた次第でございます。

もう1つのほう、計画の一部の廃止についてですが、どのような検討を行ってきたのかといったことだと思いますけれども、今回の見直しにおきましては、整備効果について評価するとともに、事業規模に対する道路整備の有効性など、事業性についても検証いたしまして、各路線の見直しの方向性を定めております。そのため、道路構造上の課題などがある路線につきましては、道路整備を想定した具体的な検討を行い、その結果、事業の実現性が困難な路線を見直しの対象とさせていただいております。先ほど例に挙げられました新堀川西線・光音寺内田橋線におきましては、鉄道や国道1号との立体交差がある構造となりますので、そのため道路整備を想定した具体的な検討を行いましたが、広範囲の用地買収や膨大な事業費が想定されることから、事業規模に対する道路整備の有効性が低いというふうに考えまして、鉄道事業者や国道管理者にも状況を説明した上で、今回廃止させていただいたといったことでございます。

議長 どうもありがとうございました。

何かその他、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

ご質問等がございましたり、あるいは少し要望等ございましたけれども、この案件につき

まして特に異議がある・反対という意見はなかったかと思います。そんなようなことで、未着手都市計画道路の見直しについてですね、諮りたいと思いますけれども、原案どおり可決してよろしかったでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 どうもありがとうございます。それでは、原案どおり可決したいと思います。
それでは、案件2のほうに移っていきたいと思います。案件の2では、「緑ヶ丘地区について」の審議を議題にしたいと思います。幹事からの説明を求めたいと思います。

幹事(都市計画) それでは、案件2の「緑ヶ丘地区」について、ご説明させていただきます。
本件に関連する議案といたしましては、第8号議案「名古屋都市計画一団地の住宅施設の変更」、それから、第9号議案「名古屋都市計画地区計画の決定」の2件でございます。
これらの案件につきましては、相互に関連するため、一括してご説明させていただきます。
議案資料といたしましては、お手元の資料のほう、第8号議案、一団地の住宅施設に関する資料といたしまして、資料番号8-1の計画書、8-2の総括図、それから第9号議案、地区計画に関する資料といたしまして、資料番号9-1の計画書、それから9-2の総括図、9-3の計画図となっております。ご確認いただければと思います。
それでは失礼ながら、以後は座って説明をさせていただきます。
それでは案件の内容についてご説明をさせていただきます。
本件につきましてはですね、議案資料と別にご用意させていただいております説明資料(案件2)というものの、及びスライドでご説明をさせていただきますので、宜しく願いをいたします。
スクリーンでございますが、総括図をお示しさせていただいております。
本地区につきましては、守山区のゆとりーとライン白沢溪谷駅の南東約600メートルに位置をしております。
航空写真でございます。当地区は、市営住宅の緑ヶ丘荘が立地しているところでございます。
赤線でお示ししております区域が、今回変更させていただこうとしている箇所でございます。
本件につきましては、市営住宅の建て替えに合わせまして、まず一団地の住宅施設の変更、実際上は廃止でございますが、それと同時に、地区計画を決定させていただきたいというものでございます。
現在の用途地域図でございます。当地区につきましては、地区の西側に少し飛び出しおります道路部分を除きまして、大半が第一種中高層住居専用地域、容積率は150%、建蔽率50%に指定がされているところでございます。
では、まず一団地の住宅施設の変更の内容について説明させていただきます。
スクリーンとあわせて説明資料2-1ページもご覧いただければと存じます。
当地区につきましてはですね、昭和40年に「一団地の住宅施設」を都市計画決定しているところでございます。
これにつきましては、良好な居住環境を有する住宅及びその居住者の生活の利便の増進

のため必要な施設を一団の土地に集団的に建設することにより、都市における適切な居住機能の確保及び都市機能の増進を図るということを目的としていたものでございます。ところがですね、国のほうが、都市計画の制度全般についての考え方を示しております都市計画運用指針というものがございしますが、これにおきましてはですね、現在、一団地の住宅施設につきましては、「建築物の老朽化等により建て替えの必要が生じているなど、特に社会・経済状況の変化により現状の規制内容が必ずしも実態に合わなくなった場合にあっては、地区計画等で引き続き良好な居住環境を確保した上で、一団地の住宅施設を廃止することが望ましい」というような文言がうたわれているところでございます。今回の都市計画変更としましては、市営住宅の建て替えというようなことにあわせた形で、良好な居住環境を確保するために地区計画を決定した上で、一団地の住宅施設については廃止をしようとするものでございます。

次に緑ヶ丘の地区計画の概要についての説明させていただきたいと思います。

説明資料2-2ページにございますので、あわせてご覧いただければと存じます。

赤線でお示ししております区域につきましては、地区計画の区域でございます。面積は約5.1ha。先ほどの一団地の住宅施設と基本的には同じということでございます。

本地区の目標といたしましてはですね、市営住宅の建て替えにあわせ、本地区に地区計画を定めることにより、周辺環境と調和した、潤いのある良好な都市居住環境の形成を目指すこととしております。

続きまして、建築物等に関する制限についてご説明させていただきます。

建蔽率につきましては、最高限度を40%に制限をさせていただこうと考えているところでございます。

壁面の位置の制限につきましては、道路境界及び隣地境界から1.0mというような形の制限、それから、緑化率につきましては、最低限度を25というような制限をさせていただこうと考えているところでございます。

建築物の高さにつきましては、地区計画の区域界から斜線をかける形で制限をしているところでございます。斜線のイメージといいますか、地区計画による建築物の高さの制限につきましては、このような形の制限ということでございます。

以上、地区計画についてご説明をさせていただきました。

なお、都市計画法に基づく一団地の住宅施設の変更案及び地区計画の決定案の縦覧を平成30年5月8日から5月22日まで行いましたけれども、意見書の提出はございませんでした。今後の都市計画手続きにつきましては、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決をいただきましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画決定及び変更を行うこととなります。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。ただいまご説明のありました緑ヶ丘地区について、ご意見・ご質問を賜りたいと思います。何かございましたら、ご発言お願いいたします。

委員 2点だけ確認させてください。今現在、市営住宅の1棟から4棟が工事着手されていますが、この建て替え計画全体ですね、具体的にどれくらいの工区に分けて何年くらいかけて建て替えされるのか、これについてまずお尋ねいたします。

幹事(住宅整備) 緑ヶ丘荘の建て替えの計画でございますけれども、現状としましては、だいたい5工区に分けて建設・建て替えをしていくというふうに考えております。今、現状では従前の入居者の方が当然お住まいになっておられますので、その工区単位で仮移転・本移転を繰り返しながらやっていくということになります。一般的には建て替えに関しては3年ということで、この場合は造成だとかいろんな工事がございますので4年程度の期間が必要になると考えております。そうすると、だいたい5工区を済ませると20年というような期間が必要になるかと思っております。

委員 今、工区を5つに分けてだいたい1工区4年ですから20年くらいかけてというご答弁でしたが、そうなりますと、地区のすぐ近くには商業高等学校やあるいは小学校がありますし、そしてこの区域内には小幡保育園がございます。当然付近のみなさんには丁寧な説明・周知、配慮されていると思うのですが、長期間工事が続くということで、具体的にどのような配慮をされるのか、これだけ確認させてください。

幹事(住宅整備) はい。工事の段階での配慮すべき点ということになりますと、騒音であるとか、振動、そのようなことになるかと思えます。全般的には、当然、国が指定している建設機械の中でも低騒音・低振動のものを採用しながら、建設工事を進めていく。もしくは、工法の面では、取り壊しのときに防音のパネル・防音のシートを併用しながらやっていく。もしくは、基礎の段階では、杭打ちの工事がございますけれども、それについても従来どおり、いわゆる現場打でコンクリートを作っていくというようなことで、なるべく振動が起きない形、そういうような工法を考えて、地元の方には、そういう折々には作業工程だとかそういうところをお示ししながら進めてまいりたいと考えております。

議長 それでは、その他ご意見等ございませんか。委員、お願いします。

委員 1点だけお尋ねしたいです。通常こういう地区計画の場合は、地区内の道路とかあるいは歩行者専用道とか広場とか、そういう地区施設を定めるのが普通かなと思うのですが、今回は区域だけになっているというのは、何か理由があるのでしょうか。

幹事(都市計画) はい。委員おっしゃったとおり、地区計画につきましては地区施設を定める場合というのが、もちろんございます。実は本市、現在71の地区計画があるのでございますけれども、そのうちの38の地区につきましては地区施設が定まっているものでございます。これまで公営住宅等、一団地の住宅施設を廃止し、地区計画に切り替えるというようなときには、基本的には委員おっしゃるとおり地区計画で、公園ですとか道路ですとか、そんなようなものを定めていたのですが、市営住宅につきましてはですね、市営住宅条例におきまして、安全・衛生・美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備すること、という義務付けがあったりとかですね、市営住宅の条例の施行細則におきましては、広場及び緑地の位置及び規模につきましてはですね、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮したものとする、というような文言もございますので、ある一定の良好な居住環境の形成というものはある意味担保されるのではないかということ、それから、今後、社会情勢がいろいろ激しく変化をしていくだろうと、こういうような話に関して、より柔軟に対応するというためにも、地区施設の位置及び機能につま

しては、今回この案件につきましては定めない形、整備の方針のみに記載をさせていただくというようなことで今考えている状況でございます。

委員 市営住宅条例があるからという、ちょっとあれですね。URさんとかね、大手のデベロッパーさん、多分しっかり造られていることについても、一応都市計画として、一定の計画を作っていただいて、それを都市計画に定めるということをやっておりますので、確かにこういう建て替えの場合は、先ほどご説明あったように20年もの期間がかかって、しかもそこに住んでみえる方の移転等も伴いながらということなので、なかなか調整が難しいことは、私も理解をしているのですけれども、なるべく都市計画部局としても何かこう、変更があった場合には柔軟にかつ迅速に対応するというスタンスをもっていただきながら、なるべくやっぱり、都市計画としても定められるところは定めていただくということで、単に団地だけではなくて、その地域の中の環境との調和とか調整みたいな話も都市計画で担保していくみたいなことが望ましいのではないかなというふうに思いますので、そのあたりはまた、次回以降というか、ご検討願いたいなあということを要望として申し上げたいと思います。

幹事(都市計画) 委員おっしゃることも十分理解をさせていただいているつもりでございます。今回の案件につきまして、こういう形で方針のみ掲げさせていただいております。先ほど住宅整備課長から少しご説明させていただいたように、20年近く計画が続いていくということでございます。緑地又は公園、広場の計画につきましても、今後具体的に決まっていくかと思えます。その際にはですね、住宅部局ともよく調整しながら建て替え事業に支障ないような形で、都市計画部局もですね、柔軟にというか迅速にというか対応することをごをさせていただければと思います。ちなみに緑区のURさんの鳴海団地、あちらのほうも地区計画をかけております。あちらは、整備方針、それから地区施設なんかは位置づけが最初からされておったのですが、実は地区の整備の方針の内容につきましてはですね、数段階に分けて、段階的に整備を、途中はつきりしていなかったというようなところもございましたものですから、ある意味、何段階かに分けて都市計画の決定もさせていただいている実績もございますので、今後はそのようなことも考慮しながら都市計画の手続きを進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。何かその他、この件についてご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。
そうですね、委員から今後の課題ということで1つ要望がありましたので、その点につきましては、都市計画サイドのほうもしっかりと具体的な計画を、というふうに思います。

幹事(都市計画) はい、承知いたしました。

議長 今回の案件につきまして特に反対ということはなかったかと思います。
それでは、この緑ヶ丘地区についてお諮りをしたいと思いますけれども、関連する8号議案及び9号議案について、原案どおり可決することによろしゅうございますでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議 長 どうもありがとうございました。

それでは、案件3、景観計画の変更についてに移っていききたいと思います。実はこの案件はですね、景観法に基づく案件でございまして、案件3、第10号議案-1ですけれども、名古屋市景観計画の変更について、議題にしていきたいと思います。都市計画区域に係る景観計画の策定・変更につきましては、都市計画審議会の意見を聴かなければいけない、という規定が景観法のほうにございます。この計画の策定時とか、あるいは変更の時には、本審議会で意見を求められてまいりました。

今回の計画変更にあたりまして、今まで同様、事前に名古屋市広告・景観審議会での審議を経ているとは聞いております。そういったものを受けまして、本審議会で意見をいただくということでございますので、そういった点を踏まえまして、また事務局の説明を聞いていただければと思います。

それでは、幹事の説明を求めたいと思います。

幹事(都市景観) それでは、第10号議案「名古屋市景観計画の変更について」を、ご説明させていただきます。

今回の名古屋市景観計画変更につきましては、2つの内容を含んでおり、1つは名古屋城眺望景観保全に係る変更、もう1つは四間道都市景観形成地区の指定に係る変更でございます。

本件に関わる資料といたしましては、説明資料1の「名古屋市景観計画の概要」、説明資料2の「名古屋城眺望景観保全について」の冊子、説明資料3の「『名古屋城眺望景観保全について』に対する市民意見の内容及び市の考え方」の冊子、説明資料4の「四間道都市景観形成地区の追加について」の冊子、説明資料5の「四間道都市景観形成地区 景観形成基準一覧」、資料番号10-1の「名古屋市景観計画の変更について(諮問)」及びその別添の「名古屋市景観計画(案)」の冊子、の合計7点でございます。失礼ながら、以後は座って説明をさせていただきます。

はじめに、説明資料1「名古屋市景観計画の概要」について、ご説明させていただきます。

「1 概要」についてです。景観計画は、景観法に基づき、景観行政を担う自治体が定めるもので、本市は平成19年3月に「名古屋市景観計画」を策定し、市内全域を景観計画区域とし、良好な景観の形成に関する基本的な方針や建築行為等の行為の制限に関する事項などを定めております。景観計画区域内で一定の建築行為等を行う場合は、工事着手の30日前までに景観法に基づく届出が必要となっております。

届出対象は、「2 本市における届出対象」の表に掲げておりますとおり、大規模建築物、大規模工作物、都市景観形成地区内の建築物・工作物でございます。例えば大規模建築物というのは、高さ31mを超える、又は延べ面積1万㎡を超えるようなもので、都市景観形成地区内の建築物・工作物は規模にかかわらずすべてのものが対象となっております。

続きまして、資料番号10-1の「名古屋市景観計画の変更について(諮問)」でございます。景観計画の変更の際には、景観法第9条第8項において準用する同条第2項の規程により、都市計画審議会の意見を聴くこととされており、このたび当審議会に諮問させていただくものでございます。

お示ししている表に、名古屋城眺望景観保全と四間道都市景観形成地区指定という、今回の2つの案件について、景観計画における変更箇所をまとめさせていただきました。

景観計画中の変更箇所が重複しておりますので、この先の説明については、名古屋城眺望景観保全と四間道都市景観形成地区の追加について、案件ごとに説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

名古屋城眺望景観保全に係る景観計画の変更内容につきまして、説明資料2「名古屋城眺望景観保全について」に基づき、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。「1 背景等」についてですが、「(1) 背景と目的」として、名古屋城は、名古屋の歴史と文化の中心的存在かつシンボルであり、本丸御殿の復元などによりその価値がますます高まる一方、名古屋城周辺の市街化が進展し、高層建物の建設等により、名古屋城の眺望景観が阻害される懸念が増しております。

そこで、眺望の阻害要因を抑制することを目的に、景観法に基づく「名古屋市景観計画」の中に、名古屋城眺望景観保全に関する制限等を追加するものでございます。

次に「(2) 検討経緯」ですが、今回の名古屋城眺望景観保全につきましては、平成27年10月及び平成30年3月に名古屋市広告・景観審議会から答申をいただきそれをもとに検討してきたものです。

5月15日から6月15日まで、本計画(案)についてのパブリックコメントを実施した後、7月9日に、今回お諮りしている内容について同審議会に改めて諮問し、承認していただいたところでございます。

2ページをお開きください。「2 名古屋城眺望景観保全の内容」でございます。

はじめに「(1) 名古屋城眺望景観保全の方針」の、「ア 保全すべき眺望景観の選定」ですが、「(ア)」に、眺望景観の分類といたしまして、パノラマ景観、背景景観、見通し景観の3つを掲げ、それぞれの内容を表に掲げさせていただきました。パノラマ景観とは、天守閣展望室から市街地全体とその周辺を含んで見える眺望景観でございます。また、背景景観は、名古屋城を視対象として、その背景を含めた眺望景観であり、見通し景観は、名古屋城を視対象として見た時の前景及び両側の眺望景観でございます。

次に「(イ) 眺望点の選定条件」ですが、3つの眺望景観において想定される眺望点の中から、公共性などの視点により、眺望点を選定することといたしました。

「(ウ) 選定した眺望点と選定理由」ですが、先ほどの選定条件に基づきまして、パノラマ景観、背景景観、見通し景観の3つの眺望景観の区分ごとに8つの眺望点を選定しております。

3ページをご覧ください。「(エ) 眺望点の位置」でございます。選定した8つの眺望点の位置と、眺望点からの景観の写真をお示ししております。写真の中にある「基準点」とは、視対象の背景に建築物等が視認されることがないようにするために設定する高さ制限の基準となる点でございます。

後ほど説明いたします高さの制限につきましては、この基準点を通る破線よりも上に建築物等が見えないようなものとなっております。

4ページをお開きください。「イ 眺望景観の保全方針」でございます。パノラマ景観については、高さや形態意匠に関する制限を設けることとし、その範囲を、建築物・工作物や広告物がはっきりと視認される、天守閣から概ね1kmまでとしております。

背景景観については、高さに関する制限を設けることとし、その範囲を眺望点から1km又は1.5kmまでとしております。

見通し景観については、その重要性について市民又は来訪者の意識を高めていくとともに、地権者の理解を得ながら眺望確保に努めるものとしております。

次に「ウ 名古屋城眺望景観保全エリアの設定」ですが、上記の眺望景観の保全方針を踏まえまして、大規模な建築物・工作物及び屋外広告物に関する行為の制限を設け、良好な眺望景観の保全を図る地域として「名古屋城眺望景観保全エリア」を設定してまいりたいと考えております。

5ページをご覧ください。「(2) 大規模建築物・工作物を対象とした行為の制限」でございます。

はじめに「ア 高さに関する制限」です。「名古屋城眺望景観保全エリア」を図に太枠で囲んでお示ししております。このエリアにおける建築物・工作物の高さについては、それらの位置に応じて、図にお示しする限度高さ以下とすることを考えております。

天守閣から概ね1kmの範囲におきましては、限度高さを標高50m又は標高62mにするともに、名古屋城を代表する写真撮影ポイントである本丸及び西之丸から1kmから1.5kmの範囲におきましては、限度高さを標高80mから160m以下としております。

なお、適用除外の場合として、背景景観について、天守閣の背後に隠れる等により視認されない場合、緊急時・災害時に必要となるなど、公益的な施設で市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、必要最小限の範囲でやむを得ないと認めた場合、市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、眺望を阻害しないと認めた場合を考えております。

6ページをお開きください。「イ 形態意匠に関する制限」ですが、大規模建築物・工作物に係る基本事項、外観、附属施設について、具体的な制限の内容を表に掲げさせていただきました。

7ページをご覧ください。「(3) 屋外広告物を対象とした行為の制限」ですが、「ア 制限の対象範囲・規模」といたしまして、制限を受ける範囲及び広告物の規模について、まとめさせていただきました。

次に「イ 行為の制限」ですが、制限の対象となる広告物について、高さ、色彩、照明に係る具体的な制限の内容を表に掲げさせていただきました。

「3 今後の予定」ですが、9月頃に、名古屋市景観計画の変更告示及び関係規則である屋外広告物条例施行細則の改正を実施し、半年の周知期間の後、来年3月頃に、制度の運用を開始したいと考えております。

8ページをお開きください。「(参考)」としまして、現在の規定で定められている高度地区による、高さ制限の状況を図で掲げさせていただきました。すでに、大部分の区域で31m又は45mの高度地区が指定されている状況でございます。

続きまして、説明資料3「『名古屋城眺望景観保全について』に対する市民意見の内容及び市の考え方」です。

当審議会への諮問に先立ちまして、5月15日より6月15日まで、パブリックコメントを実施しました。11人の方から、26件のご意見を頂戴いたしております。

2ページ以降にご意見の概要と、市の考え方をお示ししておりますので、主なものをご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。「1 変更内容」の「(1) 名古屋城眺望景観保全の方針」についてでございます。1点目ですが、名古屋城の周りに高層の建物を建てさせないことの重要性和丁寧な説明についてのご意見がございました。

市の考え方としては、名古屋城眺望景観保全につきまして、名古屋城の観光資源としての価値を高めるとともに、都市魅力の一層の向上とシビックプライドの醸成を図ることに、において非常に重要であると考えており、名古屋市広告・景観審議会にもご相談しながら検

討を重ねてきたことを述べております。

丁寧な説明については、これまでも市民アンケートや関係者へのヒアリングを行いながら議論を進めてまいりましたが、今後も機会を捉えて、市民や関係団体への周知を図っていくこととしております。

3ページをお開きください。1点目ですが、キャッスルホテルの建て替えについて、キャッスルホテルが納得しているか、個別に意向を聞いているかどうかとのご意見をいただきました。

市の考え方としては、名古屋城周辺の大規模な施設につきましては、これまでも個別に名古屋城眺望景観保全の趣旨をご説明してまいりましたが、今後も丁寧なご説明により、ご理解を得られるよう努めていくとしております。

4ページをご覧ください。「(2) 大規模建築物・工作物を対象とした行為の制限」についてでございます。1点目ですが、高さ制限に関しまして、防災目的の鉄塔や、公共的、公益的な役割を持つ施設、救急・災害医療を提供する病院などについて、それらの機能を考慮して、高さ制限の緩和を求めるご意見がございました。

市としまして、緊急時、災害時に必要となるなど、公益的な施設については、必要最小限の範囲で制限を超えることもやむを得ない場合もあるものと考えておりますので、そのような場合を高さ制限についての適用除外に追加したいと考えております。

次に、2点目ですが、地域に貢献する機能を導入する建築物について、形態意匠や高さ規制の緩和を求めるご意見がございました。

市の考えとしては、地域に貢献する機能の導入については大変ありがたいことではありますが、名古屋城の眺望景観を保全するためには、名古屋城周辺の建物の高さや色彩の制限も重要であると考えておりますのでご理解いただきたいとしております。

5ページをご覧ください。1点目ですが、形態意匠の制限に関することで、航空法に基づく航空障害灯について適用除外にならないのかとのご意見をいただきました。

市の考え方としては、法令等で設置が義務付けられている航空障害灯等につきましては、適用除外としたいと考えております。

6ページをご覧ください。「2 その他」でございますが、その中のいくつかをご説明いたします。

3項目目ですが、名古屋城の木造復元、本格的城郭建築には賛成ですが、エレベーターの設置には絶対反対であるとのご意見がございました。

また、7項目目ですが、今の名古屋城は外部からあまり眺望できない森の中の小城であり、筋違橋の方からは天守閣を見ることができないので、西北隅櫓の北側、西側の石垣の上の樹木を櫓の二層目のひさしの高さまで切ってほしいとのご意見がございました。

ほかに、名古屋城についての様々なご意見が寄せられており、名古屋城に対する市民の想いの強さが表れた結果となっております。

市の考え方といたしましては、いただきましたご意見を関係部署にお伝えし、今後の参考とさせていただくとしております。

以上、簡単ではございますが、市民意見と市の対応について、ご説明させていただきました。

第10号議案のうち、名古屋城眺望景観保全についてのご説明は、以上でございます。

引き続き、四間道都市景観形成地区の追加についてのご説明に移らせていただきます。

説明資料4「四間道都市景観形成地区の追加について」でございます。説明資料に沿って、

スライドでご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。(1)四間道都市景観形成地区を指定する背景と目的についてご説明します。四間道地区は、昭和61年の「町並み保存地区」指定以来、歴史的町並みの保存に取り組んできました。しかし、指定から約30年が経過した現在、伝統的建造物の減少など、町並みは徐々に変化してきております。

また、当地区は商業地域であり、高い建物や派手な外観の商業施設などにより、歴史的な町並みの雰囲気が損なわれてしまう恐れがあります。

こうしたことから、新しいまちづくりルールの検討が始まりました。そして、地域の方との話し合いにより、景観法に基づく届出制度などによって良好な景観形成を図る都市景観形成地区の指定を目指すことといたしました。

(2)検討の経緯でございます。平成27年度より地域と行政が一緒に勉強会を行い、その中で、歴史的建造物の保存だけではなく、新たな建築行為についてもルールを設ける必要があるというご意見をもとに、都市景観形成地区の指定を目指すこととなりました。

平成29年度は、地区指定に向けた取り組みとして、具体的な景観形成基準案等について、懇談会や意向調査を実施するなどして、地域の皆さんとともに検討を進めてきました。

今年2月には、これまでの検討でとりまとめた景観形成基準案などについて地区内の地権者さんに対しアンケートを実施し、全ての事項において7割を超える賛成をいただきました。そして、5月に地元説明会を開催し、基準案などについてご説明させていただきました。

また、本件につきまして、7月に名古屋市広告・景観審議会へ諮問し異議なき旨の答申をいただいております。

2ページをご覧ください。(3)都市景観形成地区でございます。

名古屋市景観計画では名古屋市全域を景観計画区域と定め、届出制度などによって良好な景観形成の推進を図っているところでございます。

景観計画区域の中で、特に良好な景観の形成をすすめる「都市景観形成地区」として、現在7地区を指定しております。

四間道地区は、8番目の都市景観形成地区として追加しようとするものでございます。

この地区は、清須越に伴ってつくられた商人町で、城下町の商人地であったことを示す土蔵や町屋などの歴史的資産が残っている地区でございます。また、名古屋駅と名古屋城の間に位置していることから、今後、名古屋駅と名古屋城を行き来する中間の拠点として重要度の高い地区となっております。

3ページをご覧ください。(2)四間道都市景観形成地区基準等の概要でございます。(1)「区域図」です。区域は、すでに指定されている「四間道町並み保存地区」とほぼ同じ区域としております。

4ページをご覧ください。(2)景観形成の基本方針です。

「清須越により堀川端に形成された商人町の面影が残る土蔵群、下町情緒を残す町家などの歴史資源と住環境の調和がとれた街並みとし、次世代に継承できる快適で魅力ある都市空間とする」としております。

これは、当地区に残る貴重な歴史資源を大切にするとともに、その歴史が日々の暮らしの中に息づき、将来にわたって魅力的な景観を守り育てていくことを目指すものでございます。

次に、(3)「景観形成基準」です。すべての基準については、別添の説明資料5「景観形成基

準一覧」に記載しておりますが、ここでは、高さの最高限度をはじめ、主な内容をご説明いたします。

まず、建築物・工作物の「高さの最高限度」として、20m以下としております。ただし、大船町通より東側の街区については、すでに31mの共同住宅が建っていることや、地域からいただいたご意見などを踏まえ、壁面が十分に後退し街並みに配慮されたものに限り、31m以下としております。

次に、建築物の「壁面の位置」についてです。

四間道に面する4階以上の外壁面につきましては、道路境界線から2.7m以上後退させ、四間道への圧迫感の軽減を図ります。

次に、建築物の「屋根」についてです。屋根の形状は切妻・平入り屋根とするなど周囲の伝統的建造物と調和した向き・勾配になるよう努めていただきます。

次に、建築物の「1・2階部分」についてです。建物の位置を揃え、街並みの連続性を損なわないように努めるとともに、1・2階部分は、特に色彩に配慮いただき、軒庇・格子などの歴史を感じさせる演出に努めていただきます。

屋外広告物の基準についてご説明いたします。

まず基本事項として、当地区のイメージを高めるよう質の高い落ち着いたデザインとし、表示の内容は「自家用広告物」とすることとしています。自家用広告物とは、該当の建築物の名称やそこに入居しているテナント名、取り扱っている商品名などを掲出する広告物のことを言います。

次は「色彩」です。広告物に使用できる色彩について、色の鮮やかさを数値で示す彩度で制限します。鮮やかさは彩度12を限度とし、彩度6を超える色彩については使用の範囲を制限しています。

屋上広告について、原則、設置を禁止し、その設置位置や大きさにより特に認めたものについて許可をいたします。

地上から立ち上がる地上広告は、主要道路上空に突き出さないようにするとともに、地上からの高さと表示面積を制限し、コインパーキングなどの出入口に乱立することを防ぐために、道路境界付近の表示面積について、特に制限を設けています。

5ページをご覧ください。

「3 今後の予定」ですが、9月頃に景観計画の変更告示し、約半年の周知を行った後、来年3月には都市景観形成地区として運用開始する予定でございます。

以上、四間道都市景観形成地区の追加についてご説明させていただきました。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。
それではただいま説明がございました景観計画の変更につきまして、ご審議のほうお願いしたいと思います。
何かご意見等ございましたらよろしくお願いします。

委員 今直前にご説明いただきました四間道の都市景観形成地区の指定についてですけれども、説明資料4の4ページの高さの最高限度で、大船町通より東側の街区は31m以下ということなんですけれども、今堀川もだいぶきれいになりまして、昔は背を向けていたと言われていたいろんな建物が川のほうに向く。で、今の街区の四間道、400年前の歴史的な町が残

っているというところで、この31m以下というところで条件を変えているということについて、やむを得ない、すでに建っているということもありますので、そうかと思うのですが、例えば今後それ以上増えないようにするための方策、あるいは何か税制の優遇とか、そういった他の選択肢というのが検討されたのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

幹事(都市景観) はい。四間道の大船町通よりも東側の区域につきまして、高さが31m以下とされていることについてお尋ねですけれども、今、委員からご指摘のございましたように、この区域内に実は20mを超えて30m前後の建物がすでに2棟ございます。そちらのほうの地権者さんたちも関係権利者としてみえる中で、どのあたりまでの規制ができるかということで、そのあたりもかなり地元の方も含めまして、いろいろと議論させていただきました。その結果、20mで規制する西側の区域と比べても、この区域につきましては、あまり歴史的なものがたくさん残されていない区域であるので、20mよりも少し緩くてもいいんじゃないかというご意見が地元の方からもございまして、31mということで。ただし、すべて31mというわけではなく、壁面後退を十分したものについては、ということになりますけれども、そういうふうに、今回お示ししているようにさせていただいたという経過がございます。

委員 確かに現地そのものは400年来のものではなくて、業務的な施設が建っているとは思いますが、今回の指定は、さらに北のほうまで31mを許容しているように解釈したんですけれども、それはどうでしょうか。五条橋の方面まで31mを認めているということですか。

幹事(都市景観) はい、大船町通より東側につきましては、壁面後退をすれば31mまで適用可能、というような内容でございます。
五条橋より北側の区域につきましては、これ実はすでにポケットパークとしてですね、公共的利用をされている部分ですので、この部分に31mの建築物が建築されることはございません。

委員 話戻るんですが、地元の方は、そういうことでご意見されたかもしれないんですが、名古屋全体としての景観として何を守るべきかというときに、堀川の沿岸ということで、そこに高いものが建ってしまうというのが、私的にはちょっとどうかなというふうに思った次第です。意見だけで終わります。

議長 はい。わかりました。あと、何か質問ですとか、ご意見、お願いします。

委員 四間道について、2件だけお尋ねいたします。先ほどのスクリーンの中でも昭和61年の町並み保存地区指定以後、失われてしまった歴史的建造物が、52棟から30棟に減ってしまったというスクリーン表示に出ておりましたが、本当に本市が誇る歴史感あふれる場所で、人がいなくなると同時に失われる場所も多く、残念に思っています。この、今回の景観形成地区指定するにあたって、これまで名古屋市もいろいろと保存について力を発揮していたと思うんですが、今回の景観形成地区指定するにあたって遅きに失した感があるのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

幹事(都市景観) はい。これまでですね、この区域につきましては町並み保存地区ということで歴史的な建物の保存に取り組んできたわけですが、ただ、ご指摘のようにですね、歴史的な建物も当初昭和61年に指定して以降ですね、ある程度の数がどうしても失われてしまっている、ということがございまして、今回形成地区の指定に至りましたのは、やはりそういうことを少し踏まえてですね、これまでの歴史的な建物の保存だけでなく、新しい建物についても、きちんと景観的なコントロールをして、整った町並みにしていくことが大事ではないかと、そういう考え方のもとに、地元の方ともここ数年間、長きにわたる議論を経てですね、ご提案させていただいたものということでございます。確かにもう少し早くこういうことができると良かったのかもわかりませんが、景観法ができてからですね、この景観形成地区ということが可能になりましたので、その範囲で当局としても頑張っ

委員 わかりました。町並み、景観をしっかり守ることは本当に必要だと思います。そしてその景観を守る上で、どうしても伊藤家の今後、どうなるか確認したいんですが、地域の核となる住宅であり、町並みの核にもなると考えていますが、伊藤家住宅の保存活用について、現時点でどうなっているのでしょうか。

幹事(都市景観) はい。この地域の中核になっております県指定文化財の伊藤家住宅ですが、こちらは県指定文化財ということもありまして、この地域の歴史的な価値の中核をなすものということを理解しております。もちろん、伊藤家住宅を中心として、この地域の町並みですね、新たにこれから、今回の景観形成地区も用いまして、再構成していくと。少し時間はかかりますけれども、新しい建物ですね、そういう伝統的な建造物に合わせて造っていただくことによって、より整った町並みが徐々に形成されていくことになるというふうに考えております。

議長 よろしいですか。あと何かその他の意見等は。

委員 何回も挙げて申し訳ないです。先ほど遅きに失したというご意見ございましたけれども、四間道にしろ、眺望景観にしろ、名古屋市の景観行政の中でやっぱり長年、積年の課題があったということで、今回、ようやくまとめていただいたということで、その点については大変ありがたいというか、敬意を表したいと思いますけれども、その中で、2点だけちょっとお願いというか要望させていただきたいと思うんですが、1つは眺望景観のほうですが、テレビ塔からの見通し景観が今回、検討の中ではあがっているんだけど、具体的な計画、あるいは規制としては盛り込まれなかったということだと思います。いろいろ市民の皆さまの意識だとか、あるいは地権者の方のご理解が得られないということだろうと思いますけれども、ぜひ、名古屋にとってかなり大事なビュースポットだと思いますので、なんとか計画に盛り込んで、皆さんで守っていけるように、これからはぜひ努力していただきたいというふうに思います。

それからもう1点、今回、市長が審議会の意見を聴いて眺望を阻害しないと認めた場合について適用除外ができるという規定が景観計画の中で初めて盛り込まれたということでございます。いろんなケースで柔軟に対応するということはあつてしかるべきだと思

ますけれども、なるべくですね、安易にこれを使うことのないようというか、しっかりやっていただきたいと思います。特に、いろいろご意見いただく中で、こういうものについてはいいんじゃないかとか、いろいろあると思うんですけれども、できるだけ名古屋の景観の一番大事なスポットだと思いますので、この計画を少なくとも守っていくということで。特にですね、総合設計だとか都市計画特区だとかいう中でこれを認めていくことになるちょっと良くないと思いますので、ぜひ、厳格にですね、これを運用していただくように要望させていただきたいと思います。

<委員1名退出>

幹事(都市景観) まず1点目のテレビ塔からの見通し景観ですけれども、これまで、広告・景観審議会でもこの件につきましては非常に重要であるというご意見をいただいておりますし、その意見に即してですね、規制がどのようにできるかという検討をさせていただきました。ただ、テレビ塔と名古屋城を結ぶ範囲というのは、商業地域で、高度利用すべき地域ともされておりますし、地権者さんとも具体的に話し合いさせていただきましたけれども、やはり、ある程度趣旨を了解していただける方もある反面、やはりこの地域ではちょっとというふうに難色を示される方もございまして、この中で規制をするところまでは至らなかったという状況がございます。ただし、今回の資料の中にも示させていただいておりますように、だからといってもうすぐにあきらめてしまうということではなく、地権者さんに引き続き今後の具体的な開発計画の際には、市のほうに事前にご連絡いただいて、一緒になって、何か良い知恵はないかを考えていくですとか、そういうことを含めて今後ですね、引き続きこの点は課題であるという理解のもとに、進めていきたいと思っております。また、テレビ塔においても、名古屋城はこちらのほうに見えますよと案内をですね、きちんとさせていただいて、見通し景観の重要性については周知に努めていきたいというふうに考えております。

それから2点目につきましては、今回ですね、意見書のほうにありました、例えば鉄塔ですとか、そういうものについては除外してほしいという意見を踏まえてですね、一部当初の提案をですね、変更した部分がございます。このような当初想定されていなかったような不測の事態と言いますか、そういうものが出てくる可能性がありますので、そういうもののために、この規定を設けましたけれども、委員ご指摘のようにこれは非常に限定的に運用すべきものであると、やはりこの名古屋城の景観、眺望景観の保全という非常に重要であるという認識のもとにですね、この点については非常に厳密に運用して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 あとその他、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それではですね、今回異議というのはなかったかというふうに思います。ただご意見はいくつか付いたなというふうに思いますけれども、発言した委員がさっきご退席をされたので、この取り扱いに関してどういうふうにするのかというのは聞けずにいますけれども、当該委員からの意見としてはですね、堀川沿いの高さについては、非常にこう慎重に配慮していただきたいということ。これがございました。

それからもう一方の委員からですね、テレビ塔からの見通し景観、これを守るために、市のほうも積極的に調整等働きかけてほしいということ。また、安易に適用除外ですね、市

長が特別に認めたらというこういったようなことが安易に使われないようにと、こういったようなお話もございました。委員、このあたりはどうでしょうね。景観のほうに意見を付けて戻すということではよろしゅうございますか。

委員 はい。

議長 はい、わかりました。

それではですね、先ほど退出された委員の言われた四間道の堀川沿いの高さの制限について、これについては慎重に取り扱いをしていただきたい。できるだけ31m以内と言いつながらも、20m超えるようなものがどんどん建つことがないようにですね、市の計画を組むほうと連携をとって、しっかり対応してほしいという意見。

それから、2つ目、テレビ塔からの名古屋城への見通し眺望については、これもなかなか規制には難しかったかもしれないけれども、市のほうとしても、計画局のほうと景観部局のほうと連携をとりながら守っていくように注力していただきたい。適用除外については、安易に使わないようにしていただきたい。こういった意見を付してというふうなことで、この審議会の結論にしたいと思いますけれども、こういうことでいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

委員一同 (異議なし)

議長 どうもありがとうございます。

それでは、そういった意見を付けさせていただいて、文言については私にご一任いただいて、皆さまがたのご意見がきちんと意見としてまとまるように、事務局と調整をして、意見を付したいと思います。

どうもありがとうございました。

それではですね、今日議論をする3点につきまして、一応すべて審議が終わりました。

それでは、本日の審議会については終了ということでございますけれども、事務局のほうに一度お戻ししたいと思います。

幹事(都市計画) 長時間にわたり熱心なご議論、どうもありがとうございました。

最後の意見につきましては、委員長と私ども事務局のほうで最終的にはまとめさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前 11 時 54 分閉会

7 表決事項

(1) 都市計画案件

第1号議案	名古屋都市計画用途地域の変更について	全員可決
第2号議案	名古屋都市計画特別用途地区の変更について	全員可決
第3号議案	名古屋都市計画高度地区の変更について	全員可決
第4号議案	名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更について	全員可決
第5号議案	名古屋都市計画風致地区の変更について	全員可決
第6号議案	名古屋都市計画道路の変更について	全員可決
第7号議案	名古屋都市計画公園の変更について	全員可決
第8号議案	名古屋都市計画一団地の住宅施設の変更について	全員可決
第9号議案	名古屋都市計画地区計画の決定について (緑ヶ丘地区)	全員可決

(2) 景観法に基づく案件[公開]

第10号議案	名古屋市景観計画の変更について	異議ない旨議決（ただし、意見が付された）
--------	-----------------	----------------------